

問い合わせ先
県土マネジメント部建設産業課
公共工事契約管理係
0742-27-7425

令和6年度 第3回奈良県入札監視委員会(定例会議) 会議録要旨

開催日時	令和7年2月14日 14:00～16:00	
開催場所	修徳ビル 中会議室	
出席委員	委員長 仁木 恒夫 委員 熊谷 礼子 清水 陽子 西田 尚造 庄田 尚代	
審議対象期間	令和6年8月1日～令和6年11月30日	
事務局等からの報告	審議対象期間中の総契約件数、入札参加停止措置の状況等について説明	
審議案件数	6 件	(備考)
うち一般競争入札	6 件	
うち指名競争入札	0 件	
うち随意契約	0 件	
審議の結果	抽出案件については、不正を疑わせる内容は確認できず、概ね妥当である と考える。	
委員会による 意見具申等		
その他		
抽出案件に対する委員からの質問等		発注機関等の回答等
案件1 一般国道168号 小平尾バイパス道路改良工事(新神田橋橋台工事)		
「予定価格の超過による失格者が7者いる」との説明であったが、再積算前予定価格を事前公表、再積算後予定価格を事後公表に変更したことが影響したのか。		今回は、再積算後の予定価格が再積算前の予定価格を下回った。その中で、4者が再積算前の予定価格と同額で、3者が再積算前の予定価格より高い金額で入札していたことから、7者とも再積算後の予定価格を超過したとして失格となった。
再積算後の予定価格は再積算前の予定価格と比較してどれほど低くなったのか。また、その要因は何か。		税抜で13,000円低くなったが、これは再積算を実施した時点で県の資材単価がたまたま低下したことによるものと考えられる。

「再積算前予定価格を事前公表、再積算後予定価格を事後公表」とする制度にした理由は何か。また、今後、他の多くの工事の発注でも同様の対応とする方向性であるのか。	宇陀談合事件を機に、不正行為の防止策として予定価格、最低制限価格及び低入札価格調査基準価格を事前公表としたもので、不正行為の防止に効果があった。 しかし、事前公表とすることで、入札価格が最低の価格に誘導され、競争性の確保、業者の適正な利益の確保、業者の積算能力等に弊害が生じるおそれがあることから、令和6年6月から、総合評価落札方式を採用する工事について、低入札価格調査基準価格を事後公表に変更したものである。 一方で、予定価格については、事後公表とした場合、業者の負担が大きくなってしまいうことから、予定価格の事前公表は継続した上で、聞き出し等の不正行為の防止を図るため、入札後に予定価格の再積算を行いその価格を事後に公表することとした。 今後の方向性については、新制度の効果や奈良県建設工事等入札契約制度検討委員会の委員の意見等を踏まえて検討することになる。
入札後に予定価格を再積算する制度の場合、本件のような予定価格の超過による失格者が多く生じるケースが頻発するのではないか。	現状、資材単価や労務単価は上昇傾向にあるため、今回のようなケースが多く生じることはないと考えている。
案件2 一般国道169号高取バイパス 道路情報表示設備工事	
入札参加条件に合致する業者数が5者と少ないが、どのような参加条件を付したのか。	参加資格業種を「通信設備」とした上で、奈良県の設備工事の発注基準に従い「一般競争入札」、「単独参加」、「特定建設業許可」、「県内に本店」の条件を設定したところ、すべての条件に合致する業者が5者になった。
「参加条件合致業者が5者で入札が1者のみ」という結果を見れば入札不調の可能性もあったと考えるが、今後同様の工事が出た場合の入札不調対策は検討しているのか。	業界として技術者が少なくなってきたおり、他の設備工事でも同様の状況が起きている。今回は応札があったが、次も同じ条件とした場合に応札があるとは限らない。 その中で、発注基準に沿って発注した場合に「競争性の確保ができない」等の特別な事情がある場合について、発注基準では「部局ごとに設置されている『入札参加資格等審査会』で、個別案件ごとに条件を設定するものとする」とされていることから、対策の一つとして、次に同様の工事が出た際に審査会で当該工事で求める参加条件を緩和する等の調整を行うことが考えられる。
案件3 浄化センター4号細目スクリーン自動除塵機修繕工事	
入札参加条件に合致する業者数は82者であるが、その中で、「実際に本件工事における機械設備の取扱いができる業者は少ない」との説明であった。要するに、「本件工事に対応可能な業者は82者より少ない」ということか。	入札参加条件に合致する業者は82者であるが、機械設備工事においては業者ごとに得意分野・不得意分野があるため、実際に対応が可能な業者は限られると考える。
本件工事は当初に機械を設置した業者以外の業者でも対応可能なものであるか。	資材調達や技術の面からは確かに当初に設置した業者が有利であるが、本件工事は他の業者でも対応可能なものである。

案件4 高田高校電気設備改修工事	
質問なし	
案件5 添上高等学校屋内プール塗装工事	
1者入札となった要因として「特殊な塗料を使用する工事であったため」との説明があったが、どのような塗料を使用したのか。	プールに水を張ることから、通常の塗料ではなく、耐久性・耐水性のある塗料を使用した。
特殊な塗料を使用するということであれば、本件入札においては参考見積を提出した業者にインセンティブが生じたように思えるがどうか。	参考見積を提出した業者については、工事の内容を事前に知ることができたという点はあるが、元々当該塗料を取り扱っている業者は限られている。また、本件は予定価格を事前に公表していないため、業者は自分が提出した参考見積の額が予定価格より高いか低いかわからない。
予定価格の設定にあたり業者から参考見積を提出してもらうことはよくあるのか。	教育委員会には技術専門職がおらず土木工事のような積算を行うことが難しい。そのため、予定価格の設定に際して参考見積を取ったものである。
参考見積を提出した業者(2者)は、他に参考見積を提出した業者やその業者の見積金額を知っているのか。また、提出してもらった2者以外からも見積を取ることはできなかったのか。	県がどこから参考見積を取ったのか、また、見積金額がいくらだったのかを業者が把握することはできない。なお、2者以外にも見積の依頼は行ったが、今回の工事で使用する「特殊な塗料」を取っている業者自体が少ないため、2者からしか提出してもらえなかった。
案件6 高田警察署御所警察庁舎改築工事(機械設備工事)	
「参加申込をした業者が、他の工事に技術者を配置したため入札を辞退した」との説明があったが、この時期(7~9月)に発注が多いのであれば、発注時期を変える等の工夫はできなかったのか。	警察本部における工事の優先順位や本件改築工事に伴う仮庁舎の使用期限を踏まえると、発注時期を遅らせることは難しかった。
入札公告を見ると、工期が令和6年10月からの中で、令和6年度の支払予定額が「2.0%」となっている。このような条件にした場合、業者が資金繰りに苦慮する可能性もあると考えるが、このような設定にした理由は何か。	工期としては令和6年度・7年度半々であるが、本件工事については、最初は前段階の作業が多く工事の出来高が中々上がらないため、このような条件設定としたものである。なお、当該条件は事前に入札公告で示しているため、資金繰りが難しい業者はそもそも本件入札に参加しないものとする。